

◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
三条勤労福祉会館	三条市田島二丁目22番36号	大会議室	101.00	平成27年3月2日